

ケアプラン作成連絡票について（介護支援専門員向け）

1 趣旨

ケアプラン作成連絡票は、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員が、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する際に、主治医から医学的助言や留意点を確認するために使用する文書です。

使用にあたっては、事前に医療機関の受付担当者等へ提出方法や取扱いについてご相談ください。

2 医療系サービスを位置付ける場合の確認

医療系サービスをケアプランに位置付ける場合、運営基準上、主治医の指示があることを確認する必要があります。

【主な医療系サービス】

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・看護小規模多機能型居宅介護 等

主治医意見書のみでは確認できない場合は、通院時の確認や文書による照会など、適切な方法により確認を行います。

3 軽度者に対する福祉用具貸与

要支援者等の軽度者に対する福祉用具貸与について、医学的所見に基づく判断が必要な場合があります。

この場合は、主治医意見書のほか診断書や医学的所見等を確認し、その内容をケアプランに記載したうえで、サービス利用の要否を判断します。

4 本票の位置付け（留意事項）

本票は、主治医の意見を文書で確認するための補助手段として使用するものです。

主治医意見書や訪問看護指示書等の代替となるものではありません。

また、作成したケアプランを主治医へ提出する際に、連絡事項や確認事項を示す添付文書（送付文書）として活用することができます。